

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県竹原市長

## 公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①予防接種の実施に関する事務</li><li>②予防接種に係る実費徴収に関する事務</li><li>③予防接種の記録管理及び統計事業</li><li>④予防接種による健康被害救済に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康管理システム</li><li>・団体内統合宛名システム</li><li>・中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表の14の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>(情報照会事務) ・番号法第19条第8号</p> <p>(情報提供事務) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項及び27の項、28の項、29の項</p> <p>(情報提供事務) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項及び26の項、28の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康こども未来課
②所属長の役職名	健康こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話 0846-22-7719 FAX 0846-22-8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	市民福祉部 健康こども未来課 健康増進係(成人の予防接種) こども家庭支援係(子どもの予防接種) 広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話 0846-22-4699(健康増進係) 0846-22-7160(こども家庭支援係) FAX 0846-22-7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [ 十分である ]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等や、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 5① 部署	市民生活部 市民健康課	福祉部 健康福祉課	事後	
平成29年5月31日	I 5② 所属長	市民健康課長 森重美紀	課長 塚原一俊	事後	
平成29年5月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二（情報照会事務） 17.18.19の項（情報提供事務） なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令（情報照会事務） 第13条（情報提供事務） なし 上記、番号法別表第二における情報提供および情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれ定める条項	（情報照会事務） ・番号法第19条第7号並びに別表第2の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2（情報提供事務） ・番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	
平成29年5月31日	II 1. 対象者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
令和1年5月22日	I 5② 所属長の役職名	健康福祉課長 塚原一俊	健康福祉課長	事後	
令和1年5月22日	II 1. 対象者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月22日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II 1. 対象者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月22日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	I 5① 部署	福祉部 健康福祉課	市民福祉部 健康福祉課	事後	
令和3年9月24日	請求先	福祉部	市民福祉部	事後	
令和3年9月24日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年12月9日	I 1②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に係る実費徴収に関する事務 ③予防接種の記録管理及び統計事業 ④予防接種による健康被害救済に関する事務	予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に係る実費徴収に関する事務 ③予防接種の記録管理及び統計事業 ④予防接種による健康被害救済に関する事務  新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年12月9日	I 1③システムの名称	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年12月9日	I 3法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和3年12月20日	I 1②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に係る実費徴収に関する事務 ③予防接種の記録管理及び統計事業 ④予防接種による健康被害救済に関する事務  新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に係る実費徴収に関する事務 ③予防接種の記録管理及び統計事業 ④予防接種による健康被害救済に関する事務  新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事前	
令和4年3月11日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号並びに別表第2の16の2, 17, 18及び19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</li> <li>(情報提供事務)</li> <li>・番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</li> </ul>	<p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2, 17, 18及び19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</li> <li>(情報提供事務)</li> <li>・番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2及び16の3の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</li> </ul>	事後	
令和7年1月6日	I 1②事務の概要	<p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種に係る実費徴収に関する事務</p> <p>③予防接種の記録管理及び統計事業</p> <p>④予防接種による健康被害救済に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行つ。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務</li> <li>②予防接種に係る実費徴収に関する事務</li> <li>③予防接種の記録管理及び統計事業</li> <li>④予防接種による健康被害救済に関する事務</li> </ol>	事後	
令和7年1月6日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>	事後	
令和7年1月6日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表の14の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	
令和7年1月6日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2, 17, 18及び19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</li> <li>(情報提供事務)</li> <li>・番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2及び16の3の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</li> </ul>	<p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項及び27の項、28の項、29の項</li> <li>(情報提供事務)</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項及び26の項、28の項</li> </ul>	事後	
令和7年1月6日	I 5①部署	市民福祉部 健康福祉課	市民福祉部 健康こども未来課	事後	
令和7年1月6日	I 5②所属長の役職名	健康福祉課長	健康こども未来課長	事後	
令和7年1月6日	I 7請求先	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話 0846-22-7719 FAX 0846-22-8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話 0846-22-7719 FAX 0846-22-8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I 8連絡先	市民福祉部 健康福祉課 健康対策係 広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話 0846-22-7157 FAX 0846-22-7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 健康こども未来課 健康増進係(成人の予防接種) こども家庭支援係(子どもの予防接種) 広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話 0846-22-4699(健康増進係) 0846-22-7160(こども家庭支援係) FAX 0846-22-7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II 1いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月6日	II 2いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点	事後	